

③ 振動

北九州市では、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づき、特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準と、道路交通振動に係る要請限度が定められている。

特定施設を有する特定工場等において発生する振動に対しては、表 3.2-50 のとおり区域の区分に応じて時間帯ごとの規制基準が定められており、北九州市における区域の区分は表 3.2-51 に示すとおりである。

特定建設作業に伴って発生する振動に対しては、表 3.2-52 のとおり基準値及び区域に応じた最大作業時間制限等が定められており、北九州市における区域の区分は表 3.2-53 に示すとおりである。

道路交通振動に対しては、表 3.2-54 のとおり区域に応じて交通規制等の措置を要請する限度が、時間帯ごとに定められており、北九州市における区域の区分は表 3.2-55 に示すとおりである。

これらに関連する規制区域の指定状況は図 3.2-14 のとおりであり、事業実施想定区域における指定はない。

表 3.2-50 特定工場等において発生する振動の規制基準（北九州市）

区域の区分	昼間 (8～19 時)	夜間 (19～8 時)
第 1 種区域	60dB 以下	55dB 以下
第 2 種区域	65dB 以下	60dB 以下

平成 18 年北九州市告示第 307 号 より作成

表 3.2-51 北九州市における振動規制（特定工場等）の区域の区分

区域	都市計画法における用途地域
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化 調整区域
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

「振動規制法第 4 条第 1 項による同法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域における規制基準」（平成 18 年 北九州市告示第 307 号） より作成

表 3.2-52 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

区域の区分	基準値	作業禁止時間	最大 作業時間数	最大 連続作業日数	作業禁止日
1号区域	75dB	19～7時	10時間/日	6日	日曜日及び休日
2号区域		22～6時	14時間/日		
備考					
1号区域：振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が指定した区域 イ：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。 ロ：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。 ハ：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。 ニ：学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。					
2号区域：振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、1号区域以外の区域					
「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）より作成					

表 3.2-53 北九州市における振動規制（特定建設作業）の区域の区分

区域の区分	都市計画法における用途地域
1号区域	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
2号区域	工業地域 注：但し、そのうち、学校・病院・図書館・特別養護老人ホーム等の周囲80m以内は除く。（1号区域に該当。）

「振動規制法施行規則別表第1の付表第1号に規定する区域の指定」（平成18年北九州市告示第308号）より作成

表 3.2-54 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	昼間 (8～19 時)	夜間 (19～8 時)
第 1 種区域	65dB	60dB
第 2 種区域	70dB	65dB
備考 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。 第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 第 2 種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域		

「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）より作成

表 3.2-55 北九州市における振動規制（道路交通振動）の区域の区分

区域	都市計画法における用途地域
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

「振動規制法施行規則別表第 2 の備考第 1 項及び第 2 項に規定する道路交通振動の限度に係る区域及び時間の区分」（平成 18 年北九州市告示第 309 号）より作成

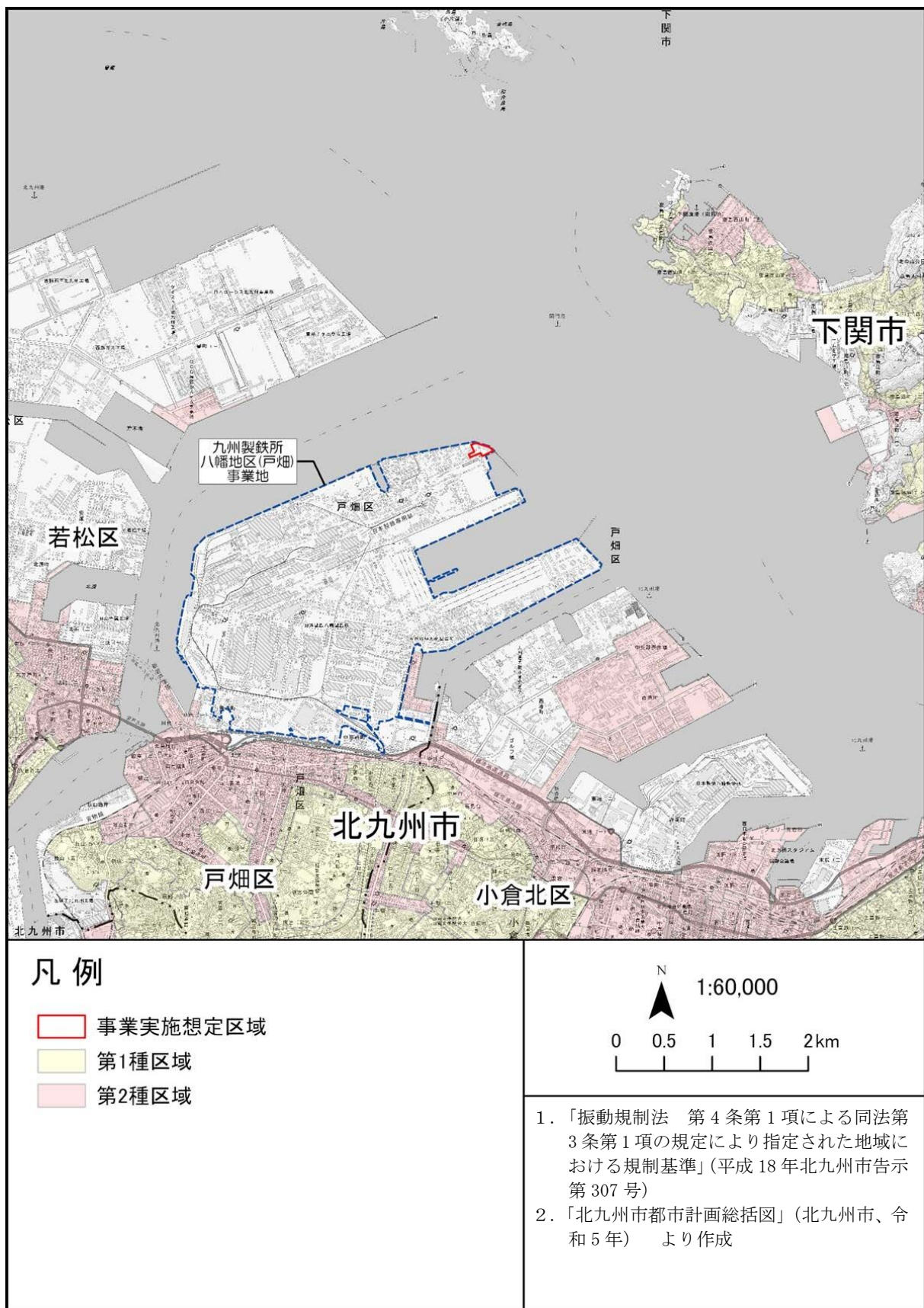


図 3.2-14 (1) 振動規制法に基づく規制区域(特定工場等)

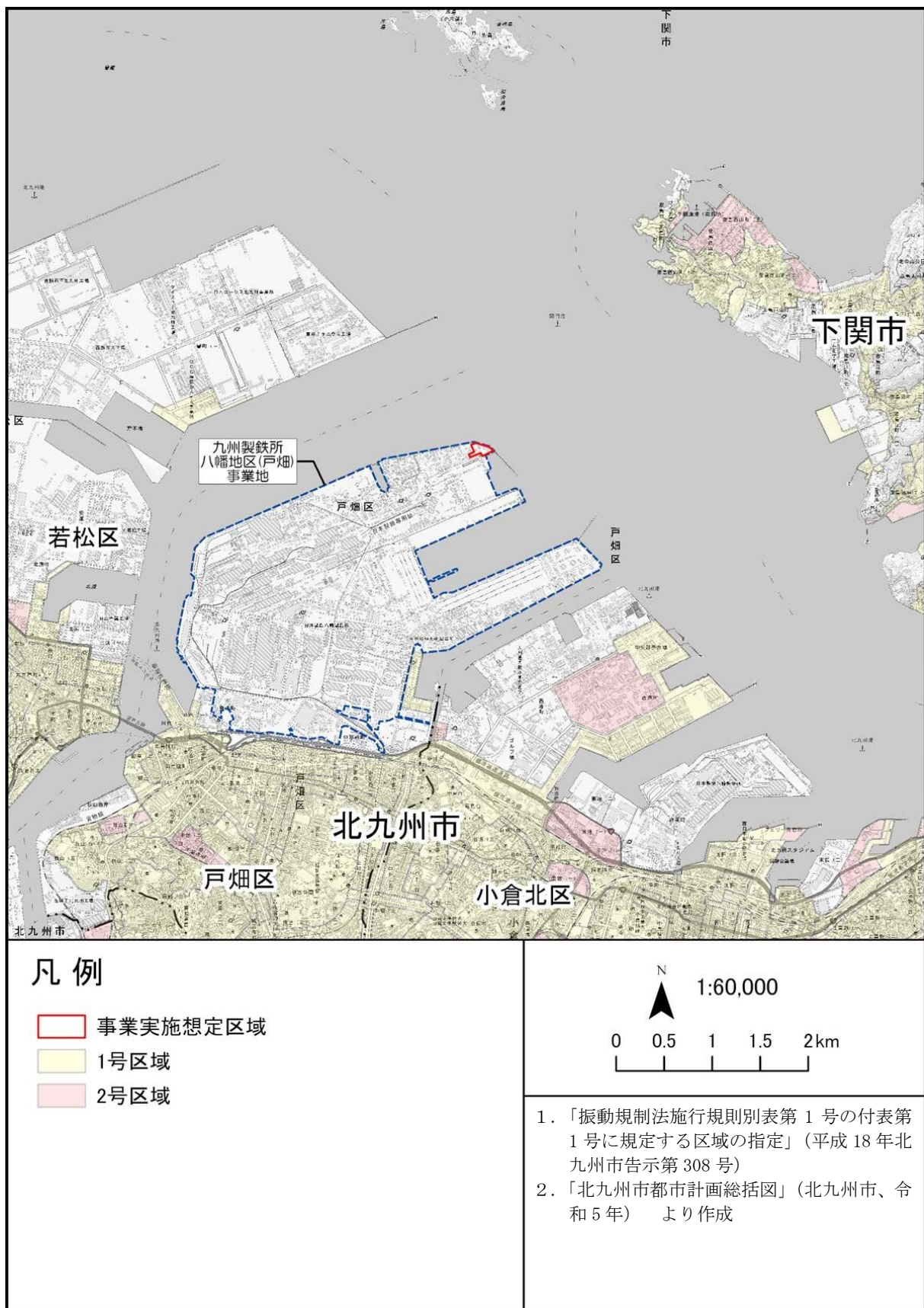


図 3.2-14 (2) 振動規制法に基づく規制区域 (特定建設作業)

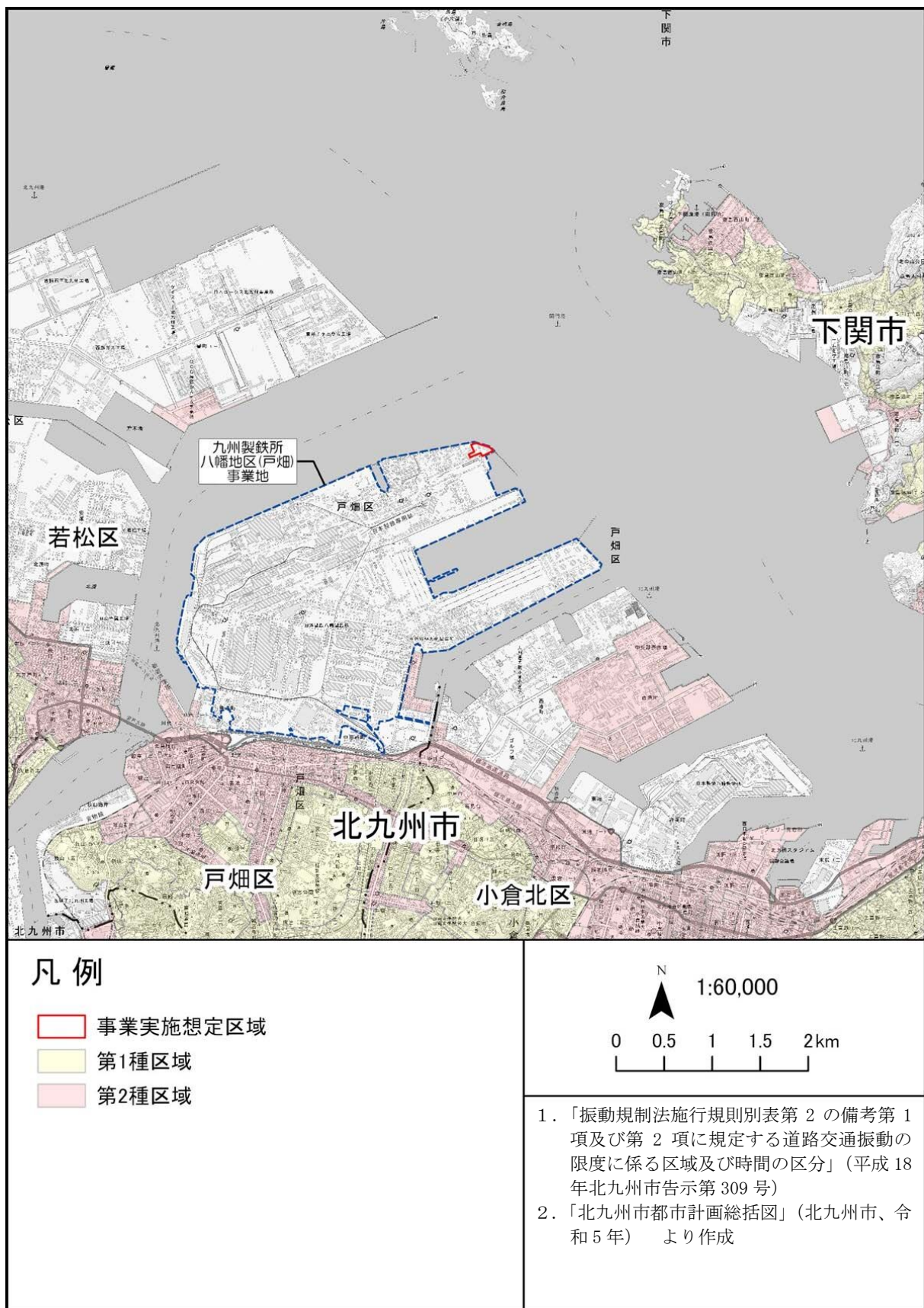


図 3.2-14 (3) 振動規制法に基づく規制区域 (道路交通振動)

④ 悪臭

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき、北九州市は全域を規制地域に指定している。規制対象の特定悪臭物質は、表 3.2-56 のとおりであり、敷地境界（第 1 号規制）においては 22 物質、気体排出口（第 2 号規制）においては 13 物質、排出水中（第 3 号規制）においては 4 物質について規制している。

表 3. 2-56 特定悪臭物質の規制基準

特定悪臭物質	規制基準			
	敷地境界 (第 1 号規制)	排出水中 (第 3 号規制)		気体排出口 (第 2 号規制)
	(ppm)	排出水量 (m ³ /秒)	規制基準 (mg/L)	規制の有無
メチルメルカプタン	0.002	0.001 以下	0.03	—
		0.001 を超え 0.1 以下	0.007	
		0.1 を超過	0.002	
硫化水素*	0.02	0.001 以下	0.1	有
		0.001 を超え 0.1 以下	0.02	
		0.1 を超過	0.005	
硫化メチル	0.01	0.001 以下	0.3	—
		0.001 を超え 0.1 以下	0.07	
		0.1 を超過	0.01	
二硫化メチル	0.009	0.001 以下	0.6	—
		0.001 を超え 0.1 以下	0.1	
		0.1 を超過	0.03	
トリメチルアミン*	0.005	—	—	有
アンモニア*	1.0	—	—	有
ノルマル酪酸	0.001	—	—	—
イソ吉草酸	0.001	—	—	—
ノルマル吉草酸	0.0009	—	—	—
プロピオン酸	0.03	—	—	—
アセトアルデヒド	0.05	—	—	—
プロピオンアルデヒド*	0.05	—	—	有
ノルマルブチルアルデヒド*	0.009	—	—	有
イソブチルアルデヒド*	0.02	—	—	有
ノルマルバレルアルデヒド*	0.009	—	—	有
イソバレルアルデヒド*	0.003	—	—	有
イソブタノール*	0.9	—	—	有
酢酸エチル*	3.0	—	—	有
メチルイソブチルケトン*	1.0	—	—	有
トルエン*	10.0	—	—	有
キシレン*	1.0	—	—	有
スチレン	0.4	—	—	—

注：1. 「*」は、気体排出口における規制対象物質（第 2 号規制）であり、第 1 号規制基準を基に事業場ごとの気体排出口の高さにより算出する。

2. 「—」は、規制基準が設定されていないことを示す。

1. 「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号、令和 3 年 3 月 25 日最終改正）

2. 「令和 6 年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和 6 年）より作成

⑤ 水質汚濁

水質汚濁に係る規制は、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に定める特定施設及び指定地域特定施設並びに「北九州市公害防止条例」（昭和 46 年北九州市条例第 54 号）に定める指定施設を有する工場・事業場（以下「特定事業場」という。）からの排出水に対して、排水規制及び総量規制が行われている。特定事業場からの排出水に係る規制基準（全国一律に適用される排水基準）は、表 3.2-57 のとおりである。

また、福岡県では「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 48 年 3 月 31 日福岡県条例第 8 号）により、水質汚濁防止法特定事業場を対象に上乘せ排水基準が定められている。

表 3.2-57 (1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準 (有害物質)

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.03mgCd/L
シアン化合物		1mgCN/L
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン及び EPN に限る。)		1mg/L
鉛及びその化合物		0.1mgPb/L
六価クロム化合物		0.2mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物		0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mgHg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10mgB/L
	海域に排出されるもの	230mgB/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8mgF/L
	海域に排出されるもの	15mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L
備考		
1. 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令 (昭和 49 年政令第 363 号) の施行の際現にゆう出している温泉 (温泉法 (昭和 23 年法律第 125 号) 第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。) を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。		

「排水基準を定める省令」 (昭和 46 年総理府令第 35 号) より作成

表 3.2-57 (2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項目		許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)		160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)		160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)		200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌数		日間平均 800CFU/mL
窒素含有量		120mg/L (日間平均 60mg/L)
リン含有量		16mg/L (日間平均 8mg/L)
備考		
1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 7. リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 注：1. 「環境大臣が定める湖沼」＝昭 60 環告 27（窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る湖沼） 2. 「環境大臣が定める海域」＝平 5 環告 67（窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る海域）		

「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）より作成

⑥ 水底の底質

水底の底質については、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和 48 年総理府令第 6 号）により、水底の土砂に係る判定基準が定められている。水底の土砂に係る判定基準は表 3.2-58 のとおりである。

表 3. 2-58 水底の土砂に係る判定基準

項目	判定基準	
アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。	
水銀又はその化合物	検液 1L につき	水銀 0.005mg 以下
カドミウム又はその化合物	検液 1L につき	カドミウム 0.1mg 以下
鉛又はその化合物	検液 1L につき	鉛 0.1mg 以下
有機りん化合物	検液 1L につき	有機りん化合物 1mg 以下
六価クロム化合物	検液 1L につき	六価クロム 0.5mg 以下
ひ素又はその化合物	検液 1L につき	ひ素 0.1mg 以下
シアン化合物	検液 1L につき	シアン 1mg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検液 1L につき	ポリ塩化ビフェニル 0.003mg 以下
銅又はその化合物	検液 1L につき	銅 3mg 以下
亜鉛又はその化合物	検液 1L につき	亜鉛 2mg 以下
ふっ化物	検液 1L につき	ふっ素 15mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につき	トリクロロエチレン 0.3mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につき	テトラクロロエチレン 0.1mg 以下
ベリリウム又はその化合物	検液 1L につき	ベリリウム又はその化合物 2.5mg 以下
クロム又はその化合物	検液 1L につき	クロム 2mg 以下
ニッケル又はその化合物	検液 1L につき	ニッケル 1.2mg 以下
バナジウム又はその化合物	検液 1L につき	バナジウム 1.5mg 以下
有機塩素化合物	試料 1kg につき	塩素 40mg 以下
ジクロロメタン	検液 1L につき	ジクロロメタン 0.2mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき	四塩化炭素 0.02mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき	1,2-ジクロロエタン 0.04mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき	1,1-ジクロロエチレン 0.2mg 以下
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき	シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき	1,1,1-トリクロロエタン 3mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき	1,1,2-トリクロロエタン 0.06mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき	1,3-ジクロロプロペン 0.02mg 以下
チウラム	検液 1L につき	チウラム 0.06mg 以下
シマジン	検液 1L につき	シマジン 0.03mg 以下
チオベンカルブ	検液 1L につき	チオベンカルブ 0.2mg 以下
ベンゼン	検液 1L につき	ベンゼン 0.1mg 以下
セレン又はその化合物	検液 1L につき	セレン 0.1mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1L につき	1,4-ジオキサン 0.5mg 以下
ダイオキシン類	検液 1L につき	ダイオキシン類 10pg-TEQ 以下
備考：1. この表に掲げる基準は、本総理府令第4条の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃棄物に含まれる各号上欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各号下欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。		
2. 「検出されないこと。」とは、本総理府令第4条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。		

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年総理府令第6号、平成29年6月12日最終改正）

より作成

⑦ 土壌汚染

土壌汚染に関しては、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づく要措置区域、形質変更時要届出区域に係る指定基準が表 3.2-59 に示すとおり定められている。また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号）に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定要件が表 3.2-60 に示すとおり定められている。

事業実施想定区域及びその周辺には、要措置区域は存在しないが形質変更時要届出区域が複数分布している。

表 3.2-59 (1) 土壌汚染対策法に基づく土壌溶出量基準

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチル トロン及び EPN に限る。)	検液中に検出されないこと。

「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号）より作成

表 3.2-59 (2) 土壌汚染対策法に基づく土壌含有量基準

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

「土壌汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省令第 29 号) より作成

表 3.2-60 農用地土壌汚染防止法に基づく指定要件

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米 1kg につき 0.4mg を超えると認められる地域またはそのおそれが著しいと認められる地域であること。
銅及びその化合物	その地域内の農用地(田に限る。)の土壌に含まれる銅の量が土壌 1kg につき 125mg 以上であると認められる地域であること。
砒素及びその化合物	その地域内の農用地(田に限る。)の土壌に含まれる砒素の量が土壌 1kg につき 15mg 以上であると認められる地域であること。

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令」(昭和 46 年政令第 204 号) より作成

⑧ 地盤沈下

事業実施想定区域及びその周辺には、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号)に基づく、地下水の採取の規制を受ける指定地域はない。

なお、本事業の実施に伴う地下水の採取は行わない。

⑨ 廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)により、排出する事業者が自らの責任において適正に処理することが定められている。

本事業の工事中及び運転開始後に発生する廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成 3 年法律第 48 号)に基づき発生量の抑制及び有効利用に努め、有効利用が困難なものは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき適正に処理する計画である。

⑩ ダイオキシシン類

ダイオキシシン類については、「ダイオキシシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）により、工場又は事業場に設置される特定施設から排出される排出ガス又は排水について排出基準等が定められている。

本事業で設置する焼却炉は特定施設に該当し、表 3.2-61 の排出基準が適用される。

表 3.2-61 特定施設（大気基準適用施設）及び排出基準

特定施設	施設規模	焼却能力	排出基準 (ng-TEQ/m ³ _N)	On (%)
廃棄物焼却炉	火床面積 0.5m ² 以上、又は 焼却能力 50kg/h 以上	4t/h 以上	0.1	12

「ダイオキシシン類対策特別措置法に基づく届出」（北九州市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成

⑪ 特定化学物質

特定化学物質については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号）により、政令で定める化学物質を製造・使用・生成・排出する事業者は、対象化学物質の環境への排出量と廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量の届出が義務付けられている。

なお、本事業では特定化学物質は使用しない。

⑫ 残土

残土については、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 5 年建設省経建第 3 号）により、建設工事の副産物である建設発生土は、発生の抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めるよう定められている。

⑬ 温室効果ガス

二酸化炭素等の温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）により、事業活動等に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する者として政令で定めるもの（以下、「特定排出者」という。）は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が義務付けられている。

本事業の事業者は特定排出者に該当することから、温室効果ガス算定排出量の報告を行う必要がある。